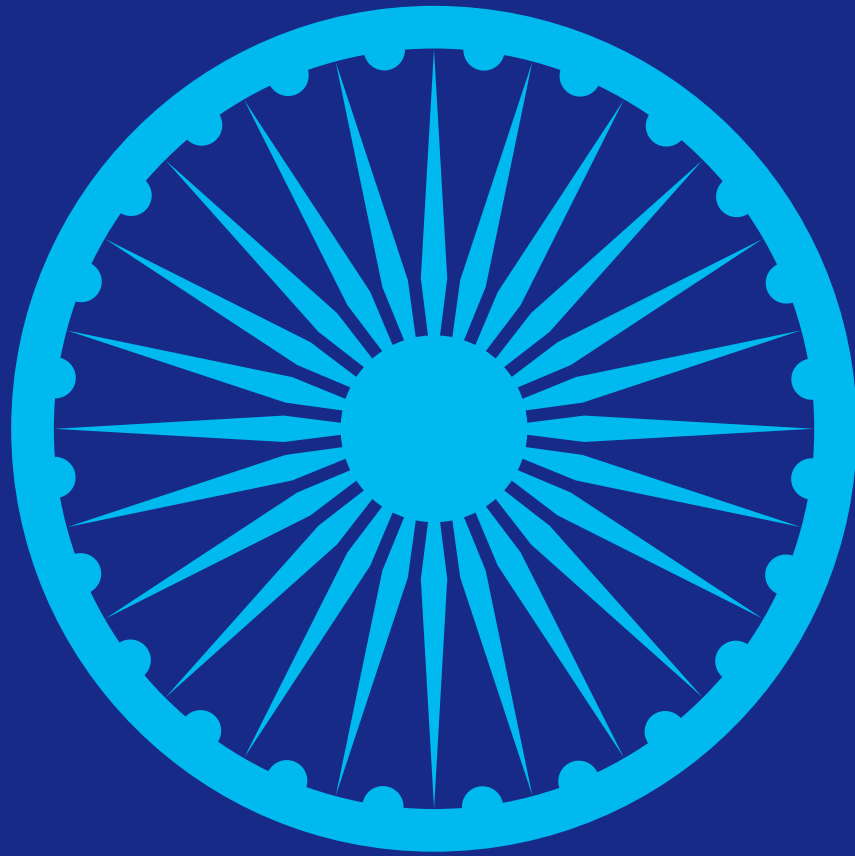




MAKE IN INDIA

メイク・イン・インディア

電気
機械



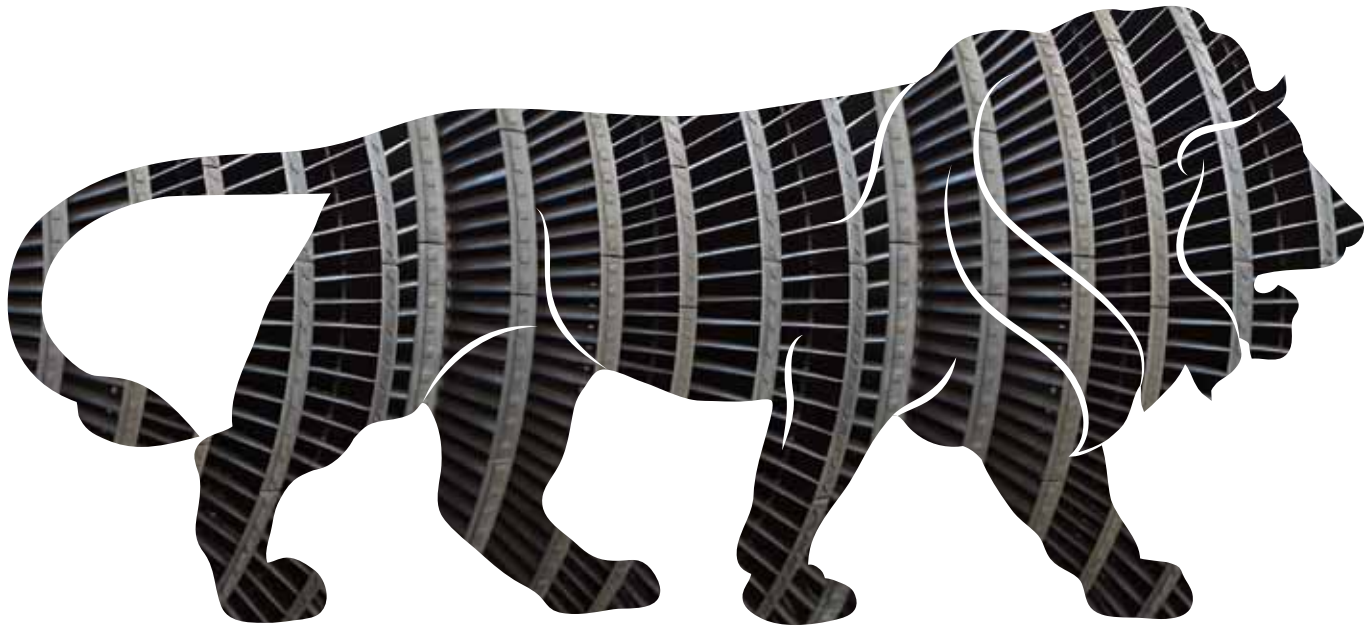
**農業から自動車まで
ハードウェアからソフトウェアまで
衛星から潜水艦まで
テレビから映画まで
橋からバイオテクノロジーまで
ペーパークリップから発電所まで
道路から都市まで
友情からパートナーシップまで
利益から進歩まで
あなたが望むものはすべて、
インドで作ってください。**



सत्यमेव जयते

「アショカ・チャクラ」は
インドの国章の中心的要素であり、
また国旗の中心にもあしらわれています。
この輪が象徴する平和的進歩とダイナミズムは、
インドの啓示に満ちた過去から受け継がれ、
インドを躍動する将来に向かわせる
力となっています。

太古の昔からインドの国章として
用いられているライオンは、
力、勇気、粘り強さと智恵という、
古代から今日まで受け継がれている
インド的価値観を表しています。



全世界の 発電源に

インドの電気機械産業は
有力なパートナーを得て、
2022年までに
1000億ドルに達する

2007—12年における市場拡大率は10.5%
2013年度の輸出額は49億ドル
直近8年間の年間輸出成長率は14.8%
2012年度の産業規模は240億ドル

新たな優遇措置

「メイク・イン・インド」プログラムには、投資とイノベーションの促進、知的財産保護、最高レベルの製造インフラのための主要な新規優遇措置が含まれています。

① 新たなプロセス

- ・ビジネスのしやすい環境づくりを重視
- ・免許制度と規制の緩和

② 新たなインフラ

- ・産業大動脈
- ・産業クラスター
- ・スマートシティ
- ・イノベーション促進
- ・能力開発

③ 新たな分野

- ・防衛、建設、鉄道などの重要産業におけるFDIの開放

④ 新たな姿勢

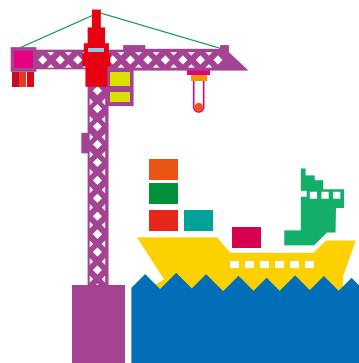
- ・初めてインドに投資する投資者を到着時か案内し、支援する専門チーム
- ・全分野における、特定企業にターゲットを絞った働きかけ

事実と数字



投資をするべき理由

- 市場を重視した改革。インド政府が立てた目標『すべての人に電気を』(Power for All) では、2017 年までに 88.5GW、2022 年までに 93GWの発電能力を付加することを目指している。
- 発電能力向上のための優遇措置により、電気機械の需要が増大する。
- インドの製造業者は、製品デザイン、製造能力、テスト能力において競争力を増している。
- 豊富な人材と技術の進歩。
- 近隣諸国への直接輸出の範囲が広がっている。
- 電気機械産業における研究開発投資は、インドのあらゆる産業の中で最も大規模である。

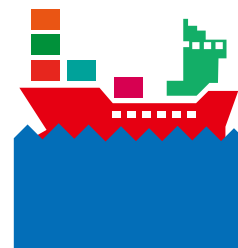


成長の牽引力

- インフラ、電気、採鉱、石油とガス、精製、鉄鋼、自動車と耐久消費財などの産業における生産力の創出が行われており、技術部門の需要を推進している。
- 原子力生産能力の拡大は、電気機械産業に大きな商機をもたらしている。
- インフラ投資と工業生産の急速な伸びは、成長に更なる勢いを与える。
- 製作費、市場知識、技術と創造性において比較優位を持つ。

統計

- 2022 年までに生産額が 1000 億ドルに達すると予測されている。
- 電気機械産業の 2012 年度の産業価値は 240 億ドルだった。
- 2007-12 年の年間平均市場拡大率は 10.5%だった。
- 直近 8 年間で輸出は年平均 14.8%の伸びを見せ、2013 年度には 49 億ドルに達した。





投資機会

発電機：ボイラー、タービン、ジェネレーター

→インドの発電機器産業は 2022 年までに 250—300 億ドル規模に成長すると予測されている。2012 年度の産業規模は 67 億ドル。

送電機械：

→インドの送配電機器市場の規模は、2012 年度の 173 億ドルから 2022 年までには 700—750 億ドルに成長すると期待されている。



FDI 政策

電気機械産業においては、すべての適用される規制や法律を遵守していることを条件に、100%の FDI が自動承認ルートで認められる。





資金援助

2014年度連邦予算における条項

以下の二つの控除のうち一つを受けられる：

- 2013年4月1日から2015年3月31日までにインドで入手・設置した工場と機械に10億ルピー以上の投資を行う製造業者に關しては、同期間中の新規の工場と機械への投資累積額が10億ルピーを超える場合、15%の投資控除（割増償却）を認められる。
- 製造業者にさらなる推進力を提供するため、2億5千万ルピーを超える投資を行う製造業者には、新規工場と機械（前年度に入手・設置したもの。2017年3月31日まで有効）にかかるコストに対し、さらに15%の控除が認められる。

税制優遇措置：

研究開発優遇措置 - 企業／民間資金による研究プログラム

- 所得税法（Income tax Act）の第35節（2AA）に基づき、加重税額控除が認められている。国立研究所、大学や技術教育機関、特定の分野における特定の人物に対して、指定当局に許可されたプログラム内の科学的研究にかかわる費用が支払われた場合、200%の加重税額控除が認められる。

税制優遇措置：

研究開発優遇措置 - 企業／民間資金による研究プログラム

- 所得税法の第35節（2AA）に基づき、加重税額控除が認められている。国立研究所、大学や技術教育機関、特定の分野における特定の人物に対して、指定当局に許可されたプログラム内の科学的研究にかかわる費用が支払われた場合、200%の加重税額控除が認められる。

企業内研究開発センターを有する製造業者：

- 所得税法第35節（2AB）に基づき、科学的研究開発のための資本支出、収益支出に関しては、200%の加重税額控除が認められる（土地や建物に関する支出に関しては、控除が適用されない）。

州政府による優遇措置：

上記以外にも、各州は産業プロジェクトのためにさらなる優遇措置を提供している。優遇措置は、用地費のための補助金、印紙税の緩和、土地の売却／リースに関する免除措置、電気料金優遇措置、貸付金利優遇、投資補助金／税制優遇措置、後背地補助金、超巨大プロジェクトのための特別優遇措置パッケージなどの分野にわたる。

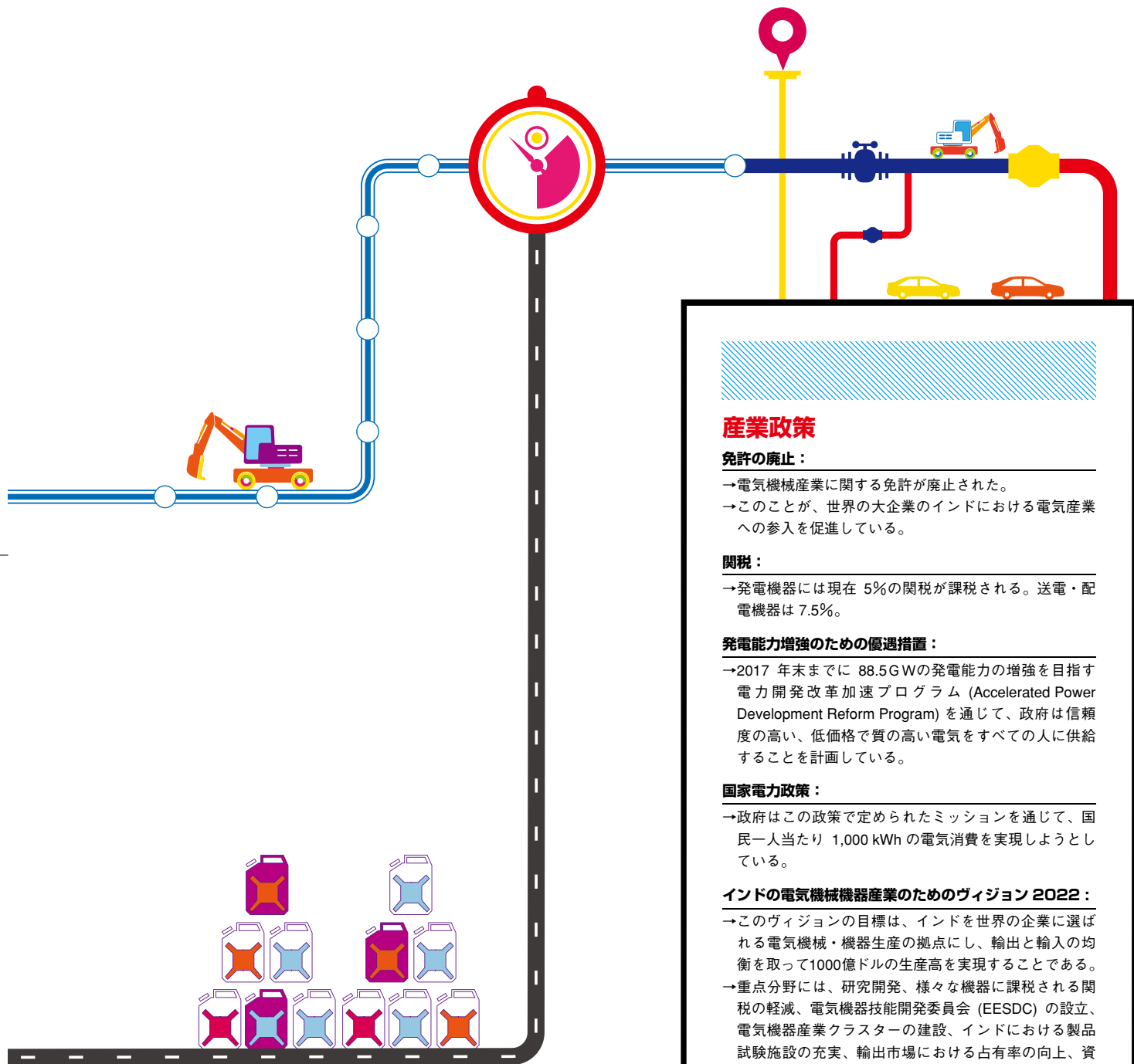
輸出優遇措置：

- 輸出促進資本財スキーム。
- 関税払い戻しスキーム。
- 特定品目スキーム、特定重点品目スキーム、特定市場スキーム。

地域特定優遇措置：

- 特別経済地帯（SEZ）、国家投資製造地帯（NIMZ）内の事業体に関してはSEZ法、NIMZ法に規定された優遇措置、および北東地方、ジャンム・カシミール州、ヒマチャル・プラデッシュ州、ウットラカンド州などの特別地域内のプロジェクト設立に対する優遇措置が設けられている。





産業政策

免許の廃止：

- 電気機械産業に関する免許が廃止された。
- このことが、世界の大企業のインドにおける電気産業への参入を促進している。

関税：

- 発電機器には現在 5%の関税が課税される。送電・配電機器は 7.5%。

発電能力増強のための優遇措置：

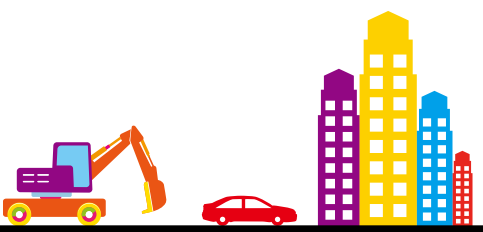
- 2017 年末までに 88.5GWの発電能力の増強を目指す電力開発改革加速プログラム (Accelerated Power Development Reform Program) を通じて、政府は信頼度の高い、低価格で質の高い電気をすべての人に供給することを計画している。

国家電力政策：

- 政府はこの政策で定められたミッションを通じて、国民一人当たり 1,000 kWh の電気消費を実現しようとしている。

インドの電気機械機器産業のためのヴィジョン 2022：

- このヴィジョンの目標は、インドを世界の企業に選ばれる電気機械・機器生産の拠点にし、輸出と輸入の均衡を取って1000億ドルの生産高を実現することである。
- 重点分野には、研究開発、様々な機器に課税される関税の軽減、電気機器技能開発委員会 (EESDC) の設立、電気機器産業クラスターの建設、インドにおける製品試験施設の充実、輸出市場における占有率の向上、資金支援が含まれている



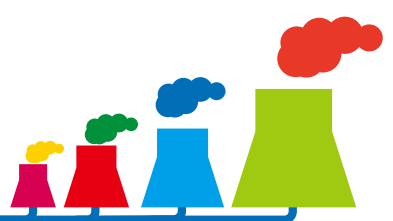
担当機関

重工業公共事業省 重工業庁 (<http://dhi.nic.in/>)
 → Indian Electrical and Electronics Manufacturers Association (<http://ieema.org>)
 Engineering Export Promotion Council (<http://eepcindia.org>)



外国投資家

- 三菱重工 (日本)
- 日立製作所 (日本)
- Babcock (英国)
- Alstom (フランス)
- 東芝 (日本)
- Ansaldo (イタリア)
- Colfax Corporation (米国)
- Schneider Electric (フランス)
- Legrand (フランス)
- GE (米国)





インド政府

商工省 産業政策推進庁 投資促進室
Department of Industrial Policy & Promotion
Ministry of Commerce & Industry
Investor Facilitation Cell
Tel: +91-11-23487411

お問い合わせ

インド大使館

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11
電話：03-3262-2391 to 97
FAX：03-3234-4866
Email：fspic@indembassy-tokyo.gov.in

インド総領事館

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1丁目 9-26 船場 I.S. ビル 10 階
電話：06-6261-7299
FAX：06-6261-7201
Email：cgindia@gol.com

